

<b>団体名</b>	広島県	<b>所属</b>	会計総務課	<b>他団体等との連携</b>	企業
<b>連絡先</b>	システム管理グループ (082)513-2115				

<b>取組事例名</b>	手数料のコンビニ収納	<b>取組期間</b>	平成25年11月～
--------------	------------	-------------	-----------

### 取組の概要 ～ 全国初の手数料のコンビニ収納の実現

コンビニにおける手数料納付に当たって、コンビニ団体側から提示された条件（納付書様式の標準化、納付者氏名の事前印字）を満たす、新たなコンビニ用納付書を考案し、全国で初めて手数料をコンビニで納付できるようにした。

### 取組の背景 ～ 事業仕分けによる県収入証紙の廃止

従来、各種の証明・免許申請等の手数料については、県収入証紙により収納を行っていたが、平成21年の事業仕分けをきっかけとして、県収入証紙を廃止し、現金収納に切り替えることとした。収納方法の切り替えに当たって、県内の申請者であれば、県の機関の収納窓口や県内の金融機関で納付することができるが、県外の申請者は、納付できる金融機関が限られていたことから、納付窓口の確保が課題となっていた。

### 取組のねらい ～ 県外申請者の利便性の向上

コンビニ収納を利用しない場合、県外の申請者が現金書留で県の機関へ手数料金を郵送するなど、申請者に負担と手間がかかることになるが、コンビニ収納を導入すると、次のように、申請者の負担が軽減されるとともに、利便性が向上する。

- 1 県から申請者にコンビニ納付書を郵送する。
- 2 申請者はコンビニで手数料を納付し、申請書類と一緒にコンビニ納付書に付いている領収証書と納付証明用の帳片を県へ送る。
- 3 県から証明書等を返送する際に、領収証書は申請者へ戻し、納付証明用の帳片を県で保管する。

### 取組の具体的内容 ～ 新たな納付書様式の作成

コンビニ収納用の6連納付書様式を新たに作成した。

コンビニ納付用

①：領収済通知書  
②：納付書  
③：領収証書（兼払込証明書）

県収入事務用

④：納付書情報（県控）  
⑤：納付書情報（申請者控）  
⑥：納入届（納付証明用）

#### 【納付書の使い方】

- 1 各所属で、納付書を①～③，④，⑤～⑥の3つに切り離し，④に申請者情報を記入し保管する。（申請者から納付に関する問合せがあった場合は，④の記載内容を基に対応する。）
- 2 ①～③，⑤～⑥を申請者へ送付し，申請者は①～③でコンビニ納付を行う。
- 3 申請者から申請書等と共に③，⑥を送付してもらい，各所属において③のコンビニ領収印により納付確認を行い，⑥に確認のチェックを記入し保管する。
- 4 各所属で納付確認後，証明書等とともに③を申請者へ返送する。

## 取組を進めていく中での課題・問題点 ～ コンビニ基準とのすれ違い

コンビニ収納は、自動車税については全都道府県で導入されているが、手数料での導入事例はないため、次のような問題が生じた。

### 1 納付証明をどうするか

コンビニ団体側が提示している納付書の基準は3連の帳片（コンビニ本部保管用、店舗保管用、納付者へ渡す領収証書）であるが、自動車税の納付書は納付証明用の帳片を加えた4連となっている。

手数料についても、4連の納付書を使い、納付証明用の帳片を申請書に添付する運用を検討していたが、コンビニ団体側と協議したところ、自動車税は全国共通なので4連を特別に認めているが、手数料納付は広島県のみであり、例外として認めることはできないとの見解が示された。このため、納付証明をどのようにして行うかが課題となった。

### 2 納付者住所・氏名の印字をどうするか

納付者の住所・氏名は、自動車税のように、納付者をあらかじめ特定できる場合は納付書に印字することができるが、手数料については、不特定の者が申請することから、事前に印字することが難しく、申請者に手書きで追記してもらうことを予定していた。銀行用の納付書では手書き追記は認められるが、コンビニ団体側からは、手書き追記を認めることはできないとの見解が示された。このため、納付者の住所・氏名の印字をどうするかが課題となった。

## 創意工夫した点 ～ 当初の理想を一部断念し、発想を転換

### 1 納付証明用の帳片を横ではなく、下につける（6連納付書）

納付証明用の帳片について、納付書を横に伸ばして4連にすることは断念し、縦に伸ばして納付証明用の帳片を下に付けた。それに県の控え、申請者の控えの帳片を加えた6連の帳片に、同じID番号を印字し、上段の3連の納付書を使ってコンビニで納付してもらうこととした。納付の際に領収印が押される領収証書の帳片と、納付証明用の帳片のID番号の一致で、納付確認ができるようにした。また、県の財務会計システムでも、ID番号での納付確認ができるようにした。

### 2 納付者氏名を固定印字し、コンビニ専用の納付書とした

当初、銀行でもコンビニでも使える納付書を目指していた。銀行納付では、住所・氏名を記入して、本人を特定する必要があったが、コンビニ納付では本人特定は不要である代わりに、番号等で納付書を特定する必要があった。そのため、銀行納付との併用は断念し、コンビニ専用の納付書とすることとし、納付者氏名欄に「広島県使用料・手数料納付者様」と印字するとともに各帳片にID番号を付した。（銀行で納付する場合は、従来からある納付書を使用）

## 取組の成果（効果） ～ 手数料のコンビニ収納実績

平成25年11月から手数料のコンビニ収納を開始し、平成26年6月末時点で、95件の納付があった。

## 今後の展開 ～ 納付機会の拡大検討

現在、コンビニ収納は、納付窓口が限られる県外の申請者のみを対象としている。全国どこでも、いつでも納付でき、納付者にとって利便性が高い反面、収納手数料が他の収納方法に比べて割高であるため、コンビニ収納の対象を県内申請者まで拡大するかどうかは今後の検討課題となっている。

## 他団体へのアドバイス ～ システム基盤が必要

コンビニ収納の導入のためには、次の対応が必要である。

- 1 コンビニ用納付書にはコンビニレジで読み取るためのバーコード印字が必要となるため、納付書にバーコードを印字するシステム及び収納データのバーコード情報を処理するシステムが必要となる。
- 2 導入に当たっては、収入を管理する指定金融機関と十分協議しておく必要がある。
- 3 コンビニ収納は、地方自治法施行令第158条に基づく「収納の私人への委託」に該当するため、委託できる収入であるか注意する必要がある。